邑楽町空家等対策計画

令 和 4 年 8 月

邑　楽　町

目　　次

第１章　計画策定の趣旨
1　計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　計画の対象とする空家等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5　計画対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章　町の人口と空家等の状況
1　統計調査からみた人口と空家等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（１）　人口と世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）　全国の空家数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）　群馬県の空家等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（４）　本町の空家等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（５）　本町と全国及び近隣市町等との比較・・・・・・・・・・・・・・・・6
2　町実態調査からみた空家等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３章　空家等における課題
1　空家等の増加への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2　空家予備軍の権利関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3　空家等の不適切な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4　空家等の利活用及び除却・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5　情報不足による対応の遅れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
6　危険度が高い空家等の損傷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第４章 空家等対策の基本事項
1　空家等対策の根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2　空家等対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）　空家等の新たな発生抑制と適切な維持管理の促進・・・・・・・・・・11
（２）　空家等の流通と利活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）　管理不全な空家等への対応と特定空家等への措置・・・・・・・・・・11

第５章 空家等対策に関する施策
1　所有者への周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2　空家等の適切な管理の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　空家バンクの創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　空家等対策の実施体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
５　既存支援制度の紹介及び新たな支援策の検討・・・・・・・・・・・・・・・・13
６　特定空家等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第６章　特定空家等の認定及び措置
１　特定空家等の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（１）特定空家等の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）特定空家等の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
２　特定空家等への措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）助言又は指導（空家特措法第14条第１項）・・・・・・・・・・・・・・・15
（２）勧告（空家特措法第14条第２項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）命令助言又は指導（空家特措法第14条第３項）・・・・・・・・・・・・・15
（４）代執行（空家特措法第14条第９項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
特定空家等に関する手続きフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第７章　空家等対策の推進にあたって
１　継続的な空家等情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２　GIS（地理情報システム）によるデータベース化・・・・・・・・・・・・・17
３　庁内体制の構築(庁内会議の設置)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
４　邑楽町空家等対策協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
５　相談体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第８章　空家等対策の推進体制
１　空家等対策に係る庁内体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
２　空家特措法による協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第９章　目標指標（ＫＰＩ）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
○　計画策定に関する経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
○　空家等対策の推進に関する特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・24
○　邑楽町空家等対策の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・29
○　邑楽町空家等対策協議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
○　邑楽町空家等対策庁内会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第１章　計画策定の趣旨

１　計画策定の背景と目的

近年、全国的な動向として、人口減少、核家族化の進行、既存住宅の老朽化等に伴い空家が増加しています。

適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家等は、防災・防犯の不安、衛生上の問題、周辺の生活環境や景観の悪化など、さまざまな問題が顕在化するようになってきており、早急な対策が求められています。

こうした中、国においては、平成 26 年 11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という。）が公布されました。

この空家特措法では、所有者等が自らの責任において適切な管理を行うことを前提としつつも、市町村において空家等に関する対策計画の策定やその実施が責務であるとしています。

また、平成 27 年2月には、空家特措法に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が示され、国、県、市町村の明確な役割とともに、空家等対策計画についての基本的な考え方が示されました。

本町においても、空家特措法の施行と管理不全な空家等が増加傾向にあることを受け、平成 28 年度、平成 30 年度に、町内の空家等の実数やその状況を把握するため、一戸建て住宅を中心とした、実態調査（以下、「町実態調査」という。）を実施しました。

また、令和2年4月に、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進を目的とした「邑楽町空家等対策の推進に関する条例」を施行し、庁内関係課と連携した空家等対策の取組を開始しました。

そして今般、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、空家特措法に基づき、本町の実態を踏まえた邑楽町空家等対策計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

【注釈】
「空家」は空家特措法で対象としている空家の表記方法であり、一般的な表記「空き家」とは異なり「き」が除かれているが、この計画書では、全て「空家」に統一し表記します。

2　計画の位置づけ

本計画は、空家特措法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めます。

計画の推進にあたっては、「邑楽町第六次総合計画」や「邑楽町都市計画マスタープラン」、「邑楽町立地適正化計画」等の関連計画との整合性を図り、空家等対策の推進に向けた具体的な取組を示します。

［計画の位置づけ］

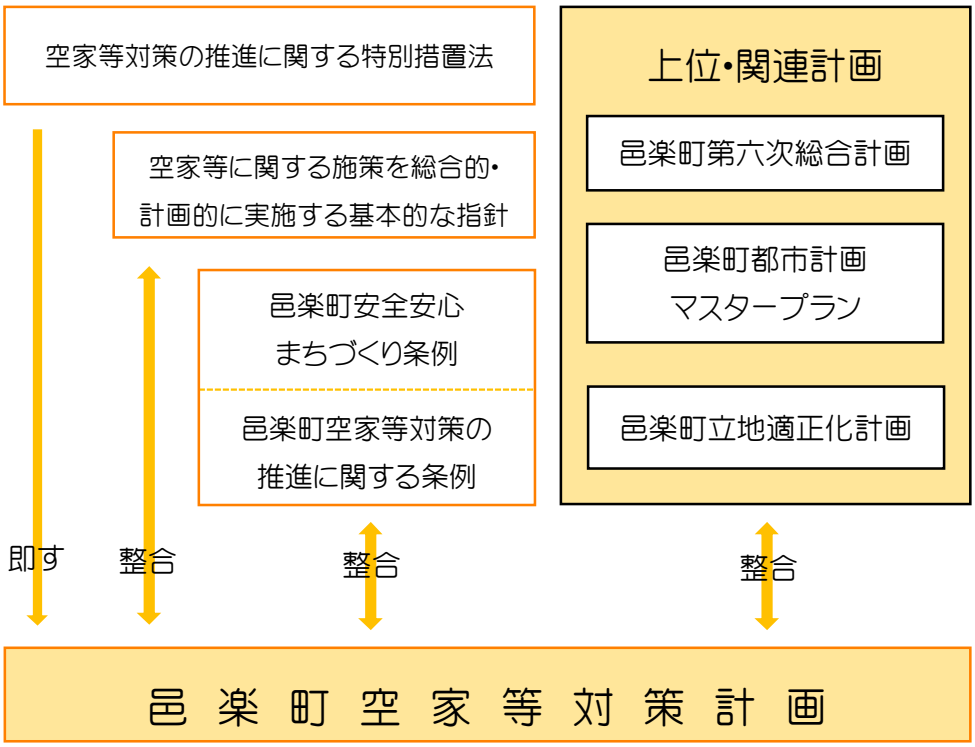

3　計画の対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等は、原則として空家特措法第2条第1項に規定する「空家等」とします。空家等の等には、建築物に附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。

※「空家等」に関する補足

(1) 同一敷地内に常時所有者などがおらず、かつ、その状態が概ね1年以上継続している物件とします。

(2) アパートなどの集合住宅で一部が使用されている場合は、本計画対象の空家等から除きます。

4　計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021 年）から令和 12 年度（2030 年）までの 10 年間とします。ただし、社会・経済状況の変化や国や県の動向、町の上位計画等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

5　計画対象区域

本町の空家等は、町実態調査（本計画7ページ参照）の結果によると、町の中心部の中野地区や新中野、明野などの市街化区域だけでなく、高島地区、長柄地区の市街化調整区域まで広く分布しています。また、今後更に、高齢化の進行により、町全体に発生することが予測されることから、邑楽町全域を本計画の対象地区とします。

第2章　町の人口等と空家等の状況

1　統計調査からみた人口と空家等

(1)　人口と世帯数の推移

国勢調査では、本町の人口は平成 12 年から減少が続いています。平成 27 年には 26,426 人となり、平成 12 年と比較すると 1,086 人減少しています。

一方、世帯数は増加が続いています。平成 27 年には 9,528 世帯となり、平成7年と比較すると、1,568 世帯増加しています。それに伴い、一世帯当たりの人口は減少が続き平成 27 年には 2.77 人となり、平成7年と比較すると 0.67 人減少し核家族化が進行していることがうかがえます。

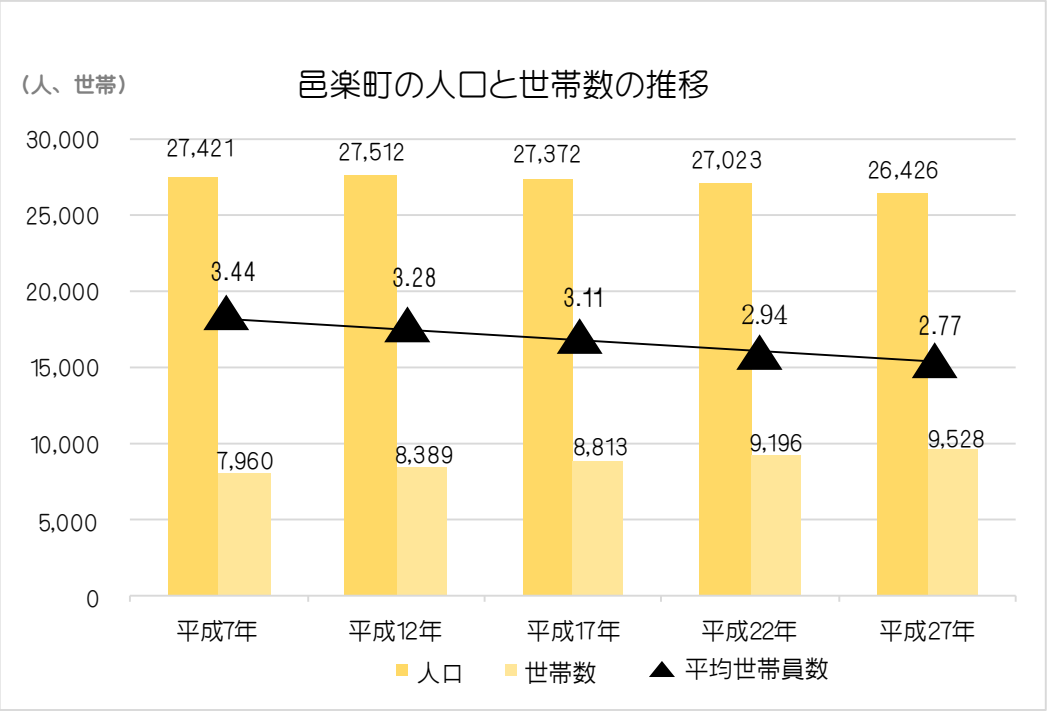

資料：総務省「国勢調査」より

(2)　全国の空家等の状況

最新調査である平成 30 年総務省の「住宅・土地統計調査」によると、全国の空家数は、849 万戸となっており、前回調査と比較して、住宅総数及び空家数は増加しています。

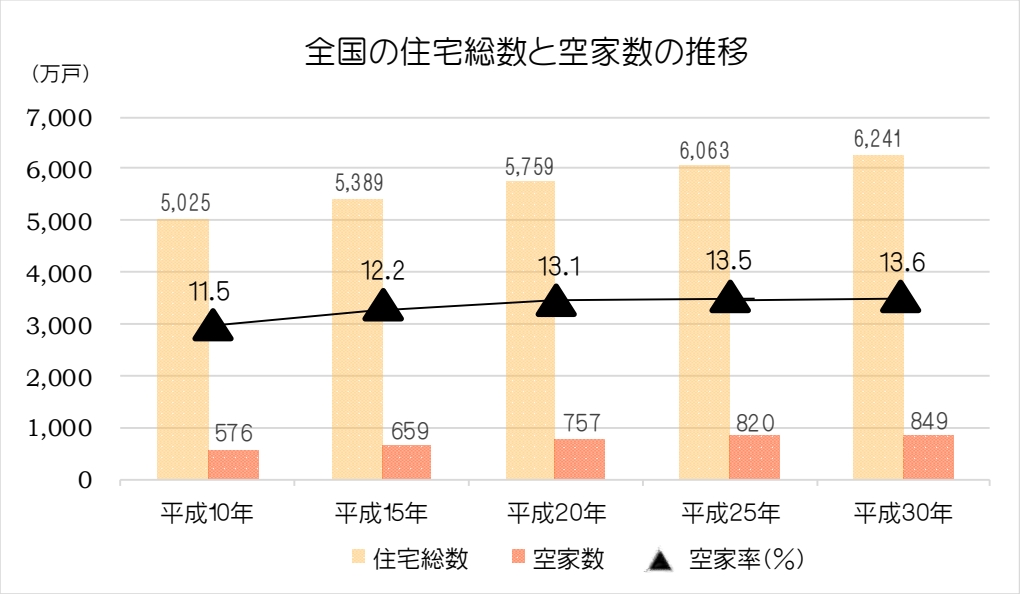

資料:総務省「住宅・土地統計調査」より

(3)　群馬県の空家等の状況

群馬県における空家等の状況は、空家率 16.6%になっており、全国平均を約3%上回り、高い水準となっています。

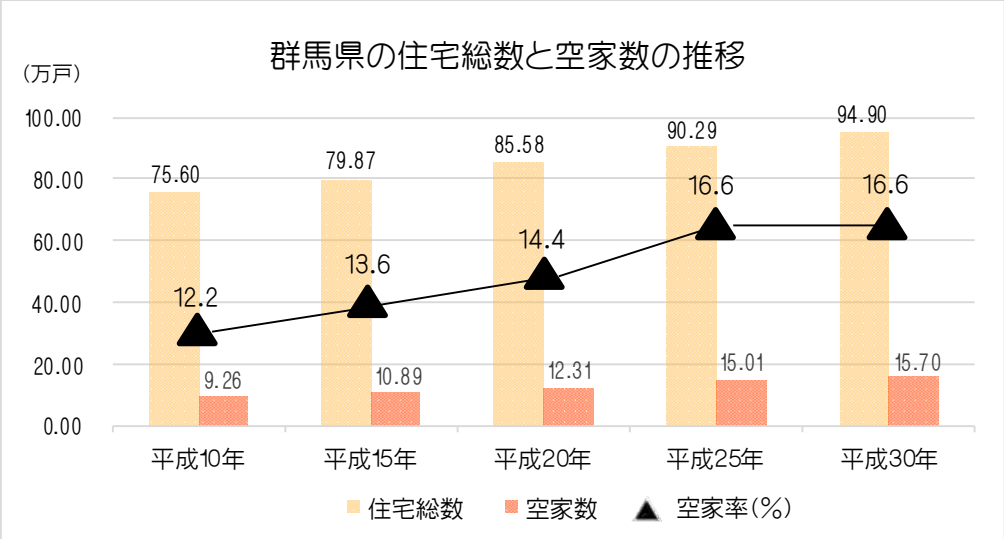

資料:総務省「住宅・土地統計調査」より

（4）　本町の空家等の状況

本町の空家等の状況は、前回調査と比較して、空家率が約2％減少し、全国平均を約4％下回っています。

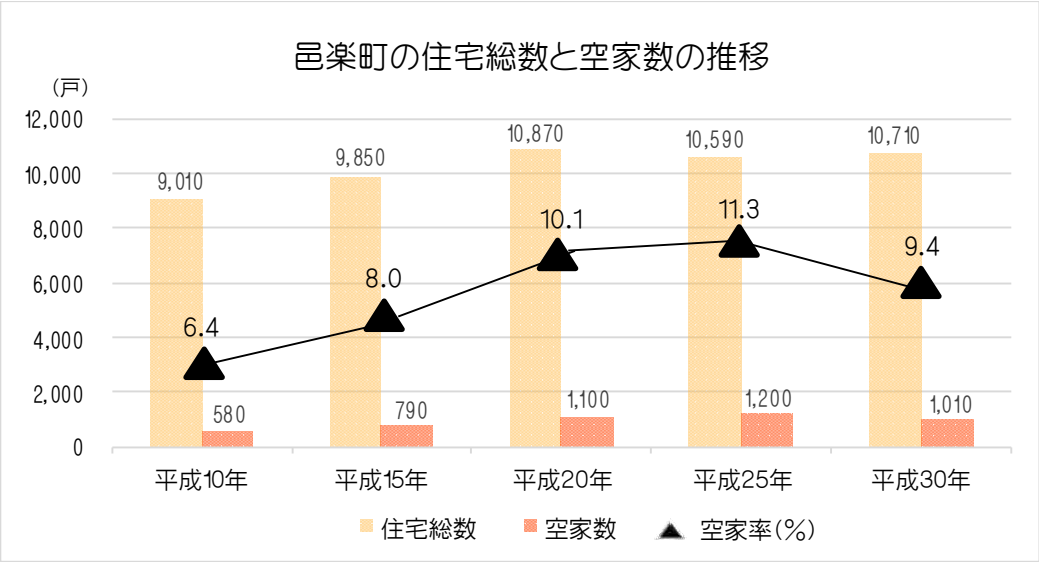

資料:総務省「住宅・土地統計調査」より

（5）　本町と全国及び近隣市町等との比較

平成 30 年度調査において、本町の空家率は平成 10 年度以降の調査では初めて減少に転じ、全国、群馬県、近隣市町と比較しても低い傾向ですが、住宅総数は、直近の国勢調査の世帯数（H27 調査:9,528 世帯）を上回っています。

区分	平成25年			平成30年			空家率増減
	住宅総数（戸）	空家数（戸）	空家率（%）	住宅総数（戸）	空家数（戸）	空家率（%）	
全　国	60,628,600	8,195,600	13.52	62,407,400	8,488,600	13.60	0.08
群馬県	902,900	150,100	16.62	949,000	158,300	16.68	0.06
邑楽町	10,590	1,200	11.33	10,710	1,010	9.43	△1.90
館林市	35,040	5,460	15.58	36,260	6,060	16.71	0.06
板倉町	5,310	450	8.47	6,200	530	8.55	0.06
大泉町	18,840	3,280	17.40	23,250	4,720	20.30	0.06

資料:総務省「住宅・土地統計調査」より

2　町実態調査からみた空家等の状況

本町では、空家等対策の基礎資料とするため、総務省の住宅・土地統計調査に定める空家等のうち、「賃借用共同住宅」、「会社等の寮・寄宿舎」等を除く「一戸建て住宅」について、平成 28 年と平成 30 年に各行政区からの空家等の情報を基に町実態調査を実施しました。

町実態調査にあたり調査員の評価の統一性と客観性を確保するため、外観調査時における判定基準ならびにマニュアルを設定し、腐朽や損傷の状況から空家をAからEの5等級に分類し整理を行いました。結果として 335 戸の空家が確認され、このうちAの「そのままの状態で入居が可能と見込まれる」が全体の 42%の 141戸でした。またDの「倒壊が懸念される」については、全体の 10%の 34 戸存在し、景観の悪化だけでなく、近隣への環境被害が心配されるため、早急に適切な対応を図る必要があります。

●空家の状態とその戸数

状態 ＼ 地区（小学校区）	中野（戸数）	中野東（戸数）	高島（戸数）	長柄（戸数）	合計	割合（%）
A　建物に目立った損傷はなく、そのままの状態で入居が可能と見込まれる	29	21	35	56	141	42
B　建物に多少の損傷が見受けられるが小規模補修で入居が可能と見込まれる	16	11	22	23	72	21
C　倒壊のおそれはないが、入居には大規模修繕が見込まれる	26	13	34	6	79	24
D　建物の傾き、外壁や屋根など重度の損傷があり倒壊が懸念される	13	9	6	6	34	10
E　すでに倒壊している、あるいは樹木に覆われ目視することができない	1	2	0	6	9	3
合計	85	56	97	97	335	100

資料:「H30 年町実態調査」より

第3章　空家等における課題

本町の人口・世帯数等の推移や本町空家等の状況並びに町実態調査及び国土交通省が全国抽出で行った空家等所有者に対するアンケート調査（以下、「国実態調査」という。）等の結果を踏まえ、空家等に関する課題を整理しました。

1　空家等の増加への対応

平成26年国土交通省が公表した国実態調査の集計結果では、一戸建住宅が空家等になった最も多い理由が「居住者の死亡」、「転居」次いで「介護施設等への入所」等が挙げられています。本町の人口が今後も減少することが予想される中、居住者の高齢化や高齢者一人世帯の増加が進み、空家等の発生が懸念されます。

2　空家等予備軍の権利関係

空家等の権利関係における問題の多くは、相続をきっかけに、共有名義、相続未登記、あるいは相続放棄などが発生しています。管理や処分を行う際の費用負担や、拡散した権利者全員の同意を得るなどが困難になることが考えられることから、空家になる以前から親族間で権利関係について確認しておく必要があります。

3　空家等の不適切な管理

空家等が適切な管理がされず放置されると、防災や防犯機能の低下、ごみの不法投棄や害虫・小動物の繁殖、悪臭の発生など地域環境へ悪影響が懸念されます。また、雑草・樹木が繁茂することで景観も悪化する可能性が懸念されます。

4　空家等の利活用及び除却

町実態調査では、「建物に目立った損傷はなく、そのままの状態で入居が可能と見込まれる」空家が 141戸（総数の 42％）あることから、まず空家等所有者における利活用の意識を高めていくことが必要です。次いで空家等の情報を開示し、需要の喚起と流通を支援する仕組みも必要となります。

また、そのまま利活用が可能ではない空家等に対しては、必要な修繕・リフォームなどで価値を高めていくことや、除却し宅地としての再活用や流通を図ることが必要です。

5　情報不足による対応の遅れ

空家等の所有者等の中には空家等を利活用する意思がなく、「このままでよい」と考えている方も少なくなく、空家等の利活用に対して消極的であり、空家等の適切管理、利活用についての意識が低い現状がうかがえます。

また、空家等の所有者等からすると、管理や活用について「どうしたらよいかわからない」「相談先がわからない」ことが想定されることから、空家等の所有者等をはじめとして町民に対し、空家等に関する相談窓口や利活用方法など各種の情報提供を行うことが必要となっています。

6　危険度が高い空家等の損傷

町実態調査によると、「建物の傾き、外壁や屋根など重度の損傷があり倒壊が懸念される」空家等が34戸（総数の10％）確認されており、隣接地や道路上に危険を生じるおそれや、台風などの強風で建材が飛散し周辺住民の安全を脅かす可能性が懸念されます。

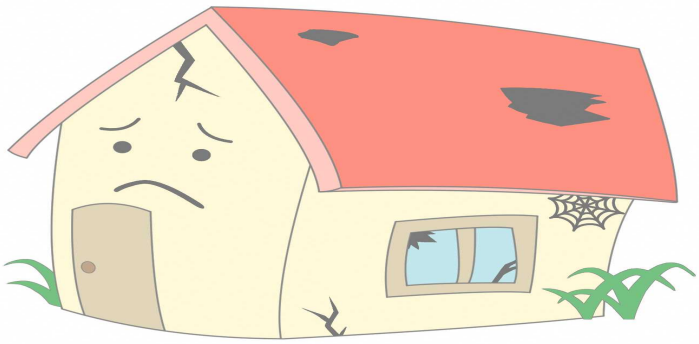

第4章　空家等対策の基本事項

1　空家等対策の根拠法令等

空家特措法及び邑楽町空家等対策の推進に関する条例には、所有者等及び町の責務並びに適切な管理の促進等が次のように規定されています。

◎空家特措法

空家等の所有者等の責務
第3条　空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
市町村の責務
第4条　市町村は、第6 条第1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

◎邑楽町空家等対策の推進に関する条例

所有者等の責務
第4条　所有者等は、自己が所有し、又は管理する空家等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において、適切な管理に努めなければならない。
町の責務
第5条　町は、法及びこの条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
所有者等による空家等の適切な管理の促進等
第9条　町長は、法第12条の規定に基づき、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言、その他必要な対策を講ずるものとする。 2　町長は、管理不全な状態又は特定空家等となるおそれがある空家等に係る所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

〈取組の視点〉

空家等は個人所有の財産であるため、空家等の所有者等が自らの責任により、その適切な維持・管理に努めることが空家等対策の大前提となります。

しかし、空家等の所有者等の経済的な事情や管理意識の低下等により、適切な管理が行われなかった場合、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。このような場合には、住民に最も身近な行政主体である本町も、地域の状況に応じて、安全安心なまちづくりの観点から、空家特措法、町条例のほか、各種関係法令に照らして、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施していきます。

2　空家等対策の基本方針

本町における空家等の現状と課題、空家等対策の根拠法令等を基に、以下の3項目を基本方針に定め、空家等対策を推進します。

(1)　空家等の新たな発生抑制と適切な維持管理の促進

空家等が発生する事前の取組の重要性と不適切な管理の空家等が周辺にもたらす諸問題等について啓発を行います。

また、空家等の発生予防や管理責任に関する情報の発信やさまざまな相談に対応できる体制を構築することにより、空家等の発生抑制と適切な管理を促進します。

(2)　空家等の流通と利活用の促進

適切に管理されていて、現在の状態で入居が可能と見込まれる空家等については、市場で流通させること、あるいは、リノベーションして地域のまちづくりに活かすことが有効です。

また、老朽化が進行し、利活用が難しい空家等については、除却を促進し、跡地活用を促進することで宅地ストックの代謝を進めることができます。本町では、需要の喚起と流通を支援する仕組みを構築し流通と利活用を促進します。

(3)　管理不全な空家等への対応と特定空家等への措置

長期にわたって不適切な管理のまま放置され、現に周辺の生活環境に悪影響を与えている空家等は、近隣住民にとって生活環境に支障をきたすだけでなく、場合によっては倒壊などで著しく保安上危険性のある存在となっています。

本町では、管理が不適切な状態の空家等については、町条例に基づき所有者等に対して適切な管理、あるいは除却について助言・指導し、特定空家等と認められるものについては、空家特措法のほか、消防法や建築基準法など関係各種法令に基づいて必要な措置を講じていきます。

第5章　空家等対策に関する施策

本町における空家等の数は、統計上、全国及び群馬県と比較すると比較的少ない状況にありますが、新たに空家等を発生させないように所有者等に対して周知・啓発していくことが重要です。また、やむを得ず空家等となってしまった場合でも、適切な管理を行い、周辺環境へ悪影響にならないことや、流通などの利活用の可能性を残すための施策を展開することが必要となります。

1　所有者等への周知・啓発

町の広報紙やホームページなどで、空家等の発生予防の重要性、適切に管理されていない空家等が引き起こす問題などを周知・啓発していきます。また、空家等を放置すると固定資産税等の特例の適用対象から除外され、税額が大幅に増える場合があること、また、相続放棄しても、引続き管理責任を負う可能性があることなど、さまざまな情報を分かりやすく情報発信します。

●情報発信内容（例）

①空家の発生予防
権利関係の確認／相続の事前相談／共有名義・相続放棄の注意／相談窓口の周知
②空家の適正管理
定期的な管理の周知／劣化による修繕費の増大／庭木の伐採・除草
③その他、管理責任など
損害賠償のおそれ／固定資産税増加のおそれ／譲渡税の特別控除

2　空家等の適切な管理の支援

所有者等が高齢のため、あるいは遠方に居住しているなど、空家等の管理に充分対応できない場合は、必要に応じて社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会（邑楽町高齢者活力センター）や町商工会を通して事業者等を紹介し、草木の伐採等、空家等の適正管理を促進します。

3　空家バンクの創設

空家等の所有者等と利用希望者のマッチングを促進するため、地元の不動産業者等の協力をいただき「空家バンク」の創設に向け取り組みます。登録された空家等の情報を町内外の利用希望者にホームページなどで情報発信します。

4　空家等対策の実施体制の確立

空家等の問題は、防災・防犯、衛生、景観等多岐にわたるため、庁内関係課を横断した体制を構築し、連携して空家等対策に取り組みます。また、空家等の所有者等が抱えるさまざまな相談に対しては、庁内で相談窓口の一元化を図り対応します。さらに、空家特措法で設置が認められている「協議会」は、法務、不動産、建築などの各種専門の委員で構成することから各専門委員と相互に連携・協力できる仕組みを検討します。

5　既存支援制度の紹介及び新たな支援策の検討

空家等の発生を抑制するため、長期にわたって住み続けられる居住環境を確保できるよう、「木造住宅耐震診断者派遣事業」及び「木造住宅耐震改修補助事業」並びに「住宅リフォーム補助金」などの既存の支援制度を紹介するとともに、新たな支援や施策を検討します。

●本町の主な住宅支援制度（令和 4 年 7 月 31日現在）

木造住宅耐震診断者派遣事業
昭和 56 年5月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分が1／2以上）に対し、町が診断者を派遣し耐震診断を行い、安全性を評価します。
木造住宅耐震改修補助事業
耐震診断の結果、耐震性が基準値未満と判定された住宅に対し、基準以上の耐震性となるよう改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。 精密診断:費用の1／2（上限 136,000 円） 改修工事:費用の1／2（上限 800,000 円）
住宅リフォーム補助金
自らが町内に所有し、かつ居住する住宅を町内に事業所を有する法人又は個人事業主が行う改修工事の一部を補助します。 改修工事:費用の 10／100（上限 200,000 円）

6　特定空家等への対処

適切な管理がされず、なおかつ自主的な改善も図られず、倒壊などで隣接地や道路上に危険を生じるおそれや、周辺住民の安全を著しく脅かす可能性が高い空家等については、危険度・切迫性などを総合的に判断したうえで、空家特措法に基づき、助言又は指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行い、それでもなお改善が図られない場合には、同法に基づく命令、次いで代執行による是正措置を図ります。

第6章　特定空家等の認定及び措置

1　特定空家等の認定

空家等に対し、空家特措法第14条に規定する助言又は指導、勧告、命令、代執行を行う場合には、空家特措法第2条による「特定空家等」と認定されることが前提になります。

しかし、「特定空家等」の認定については、個人所有の財産に対して強い公権力の行使を伴う行為が含まれていることから、国が示した特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下、「ガイドライン」という。）の考え方に基づき慎重に対応します。

一方で、危険が切迫している等、周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、所定の手続きを経て「邑楽町空家等対策の推進に関する条例」に基づく必要最低限度の応急措置を迅速に行います。また、管理不良度が高く、対策の必要性が高い空家等に対しては、空家特措法に基づく措置を講じます。

(1)　特定空家等」の定義

特定空家等は、空家特措法第2条第2項に次のように規定されています。
第2条 2　この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(2)　特定空家等の判断基準

空家特措法第2条に規定する「特定空家等」の判断については、空家特措法第14条第14項に基づいて、国が示した「ガイドライン」に記載された特定空家等の判断の参考となる基準に準拠したうえで、庁内関係課で組織する検討会議での協議及び、各種専門委員で構成された協議会の意見を踏まえるなど、総合的かつ慎重に判断します。

2　特定空家等への措置

(1) 助言又は指導(空家特措法第 14 条第1項)

空家等の管理は、所有者等において適切に行われるべきであることから、所有者等自らの意思による改善がされるよう、助言又は指導を行います。

(2) 勧告(空家特措法第 14 条第2項)

繰り返し助言又は指導を行ったものの、なお改善されないと認められるときは、その所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、勧告を行います。

また、勧告された場合は地方税法に基づき、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

◎ 固定資産税等の住宅用地特例(住宅一戸あたり)

区分		課税の特例	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	200 ㎡以下	1／6	1／3
一般住宅用地	200 ㎡を超える分	1／3	2／3
住宅用地でない宅地		特例なし	

(3) 命令(空家特措法第 14 条第3項)

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認められるときは、相当の猶予期限を付けて、勧告に係る措置をとることを命じます。

(4) 代執行(空家特措法第 14 条第9項)

必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行したとしても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行を行います。

●特定空家等に関する手続きフロー図

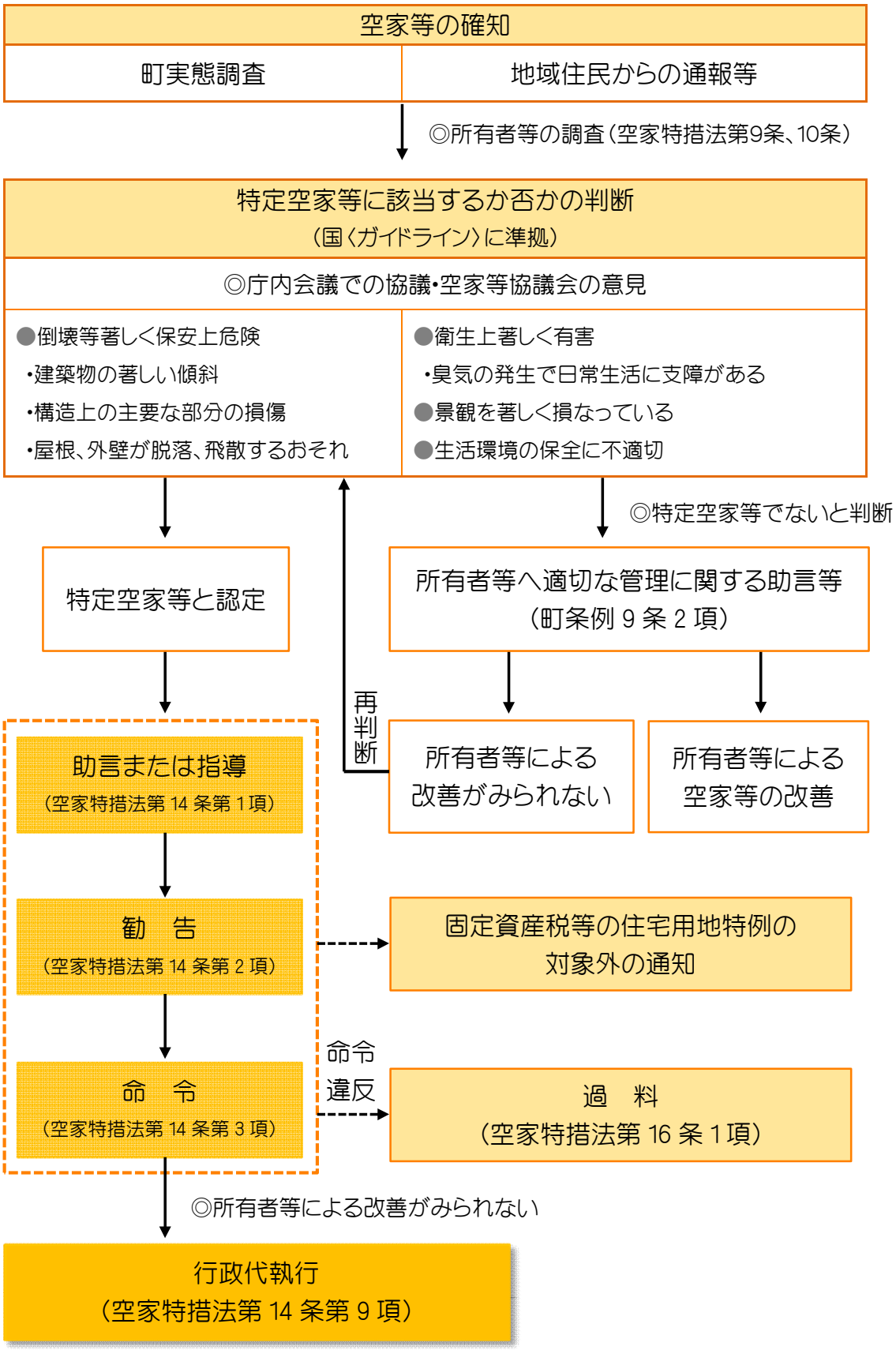

第7章　空家等対策の推進にあたって

1　継続的な空家等情報の把握

本町では、過去2度にわたり空家等の実態調査を実施しました。今後も各行政区の情報提供などを基に、町内の空家等の実態を把握していきます。管理不全な空家等の劣化の進行や新たな空家等の発生、あるいは除却の状況を継続的に調査し、定期的に計画推進のための基礎データの更新を図ります。

2　GIS（地理情報システム）によるデータベース化

実態調査で把握した空家等の各種情報について、令和3年度から導入を予定しているGIS（地理情報システム）を用いてデータベース化し、庁内関係課で情報を共有します。

また、関係課に寄せられた苦情や相談内容なども追加・更新することで迅速な対応を図ります。さらに、将来的には高齢者の一人世帯情報などを重ねることにより、空家発生予測の活用も検討していきます。

3　庁内体制の構築（庁内会議の設置）

管理不全な空家等によって生じる問題は、防災・防犯、ごみの不法投棄など多岐にわたります。これらの複合的な課題に対応するため、令和2年10月1日に庁内の空家等対策関係課で構成する邑楽町空家等対策庁内会議（以下、「庁内会議」という。）を設置しました。今後も効果的な施策の推進に関する協議・検討を行っていきます。

4　邑楽町空家等対策協議会の設置

空家特措法第7条第1項の規定において、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置することが認められています。

本町では、令和2年8月6日に邑楽町空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置しました。委員は、町長をはじめ、自治会、法務、不動産、建築などの代表者で構成され、本計画の策定に向け協議を行ってきました。今後も計画の変更や施策実施に関する協議のほか、特に空家特措法第2条による特定空家等の認定については、行政措置などの公権力の行使を伴う行為が含まれることから、より客観性や公平性の確保を図るため、第三者的立場からの意見を聴取します。

5　相談体制の構築

空家等に関する多様な相談に関して、相談者が相談内容に応じた窓口を選択する必要がないよう、本町では「建設環境課」を空家等全般の総合窓口として対応を図ります。

地域からの空家等情報の提供、管理不全な空家等に関する通報、所有者等からの活用等に関する相談など、それぞれの内容に応じて的確に対応できる庁内体制を整備するとともに、それらの連携・協力できる相談体制も構築します。

また、必要に応じて、協議会と連携し、専門機関を紹介するなど、相談内容に応じた対応を図ります。

【相談体制体系図】

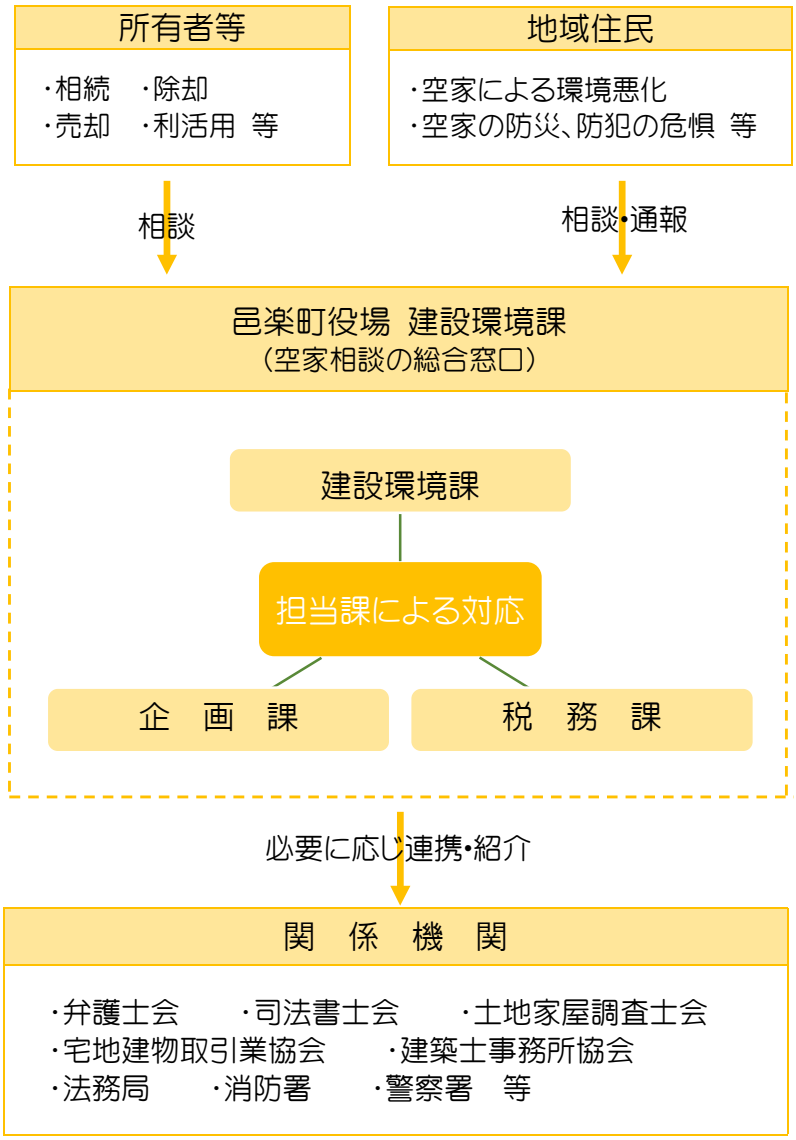

第8章　空家等対策の推進体制

1　空家等対策に係る庁内体制

空家等に関する対策を一体的に推進するための庁内関係課で構成する「庁内会議」では、下記の役割に基づき連携し空家等対策を効率的かつ効果的に展開します。

「庁内会議での役割分担」

課　　名	役　　割
建設環境課	【住宅政策係】 •邑楽町空家等対策計画の策定、変更に関すること •空家特措法に係る「協議会」の設置、運営に関すること •空家等に係る税制の特例措置に関すること •空家等の相談等の窓口対応に関すること •空家等に係る庁内調整に関すること •空家バンクの設置、運用に関すること 【生活環境係】 •空家等の適正管理についての啓発、指導に関すること •空家等の実態調査に関すること •空家等に関するデータベースの整備に関すること •空家等における廃棄物、樹木及び雑草の対応に関すること •空家等に係る防災、防犯に関すること
税務課	【資産税係】 •空家等の情報及び空家等の所有者情報の提供に関すること •特定空家等に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除に関すること
企画課	【企画調整係】 •空家への移住、定住などの情報提供に関すること

2　空家特措法による協議会の設置

協議会においては、空家等対策計画の策定及び変更のほか、町が行うべき各種の判断を必要とする下記の重要事項について協議します。

- 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること
- 特定空家等に対する措置の方針に関すること
- 特定空家等の施策に関すること

「邑楽町空家等対策協議会」委員体制

委員の区分	所属等
行政	邑楽町長
自治会	邑楽町区長会長
法務	群馬弁護士会
	群馬司法書士会
	前橋地方法務局太田支局
不動産	群馬土地家屋調査士会
	群馬宅地建物取引業協会
建築	群馬建築士事務所協会
消防	邑楽消防署
警察	大泉警察署

3　関係機関等との連携

空家等対策は多岐にわたることから、協議会の委員等を窓口としながら関係機関と連携し、専門的に対応できる体制の構築を図ります。

●自治会
・空家情報の提供　・町からの啓発等の文書回覧等
●弁護士会　●司法書士会　●法務局
・相続に関する相談　・所有権移転の手続き
●土地家屋調査士会　●宅地建物取引業協会
・流通や利活用に関する相談　・市場性の判断・除却等の相談
●建築士事務所協会
・耐震の相談　・リフォームや再建築の相談
●消防
・火災の予防に関すること
●警察
・犯罪発生が予見されること

第9章　目標指標（KPI）の設定

※注釈:KPI＝「重要業績評価指標」

計画の取組成果を確認するため、目標指標を以下のように設定し、令和 12 年度までの 10 年間の進行管理を行います。

1　発生抑制に関する指標

◎10 年後の全国平均空家率の変動を 8.6%上昇すると予測し町実態調査の総空家数を目標値として定める。

指標	現状値	予測値	目標値
町実態調査の総空家数 （7ページ参照）	335戸	364戸	335戸

2　適正管理に関する指標

◎10 年後の全国平均空家率の変動を 8.6%上昇すると予測し町実態調査 C 判定空家数を目標値として定める。

指標	現状値	予測値	目標値
特定空家等となりうる可能性が高い空家数 （町空家実態調査によるC判定数･7ページ参照）	24戸	26戸	24戸

3　利活用に関する指標

◎近隣市町の空家バンク登録数の平均値から目標値を定める。

指標	現状値	目標値
空家バンクの登録数	―	5件

4　管理不全な空家等に関する指標

◎空家特措法第 14 条による措置。

指標	現状値	目標値
特定空家に対する措置	―	100%

資 料 編

○計画策定に関する経緯等

1　策定の経緯

開催年月日	会議名等	協議内容等
令和2年4月20日	庁内調整会議	空家等対策の体制整備について 空家等対策計画の策定について
令和2年8月3日	庁内調整会議	空家等対策計画（素案）について 空家等対策庁内会議（仮称）の設置について
令和2年8月6日	第1回空家等対策協議会	会長、副会長の選任 空家等対策計画（素案）の審議 •第１章～第3章の検討
令和2年10月28日	第2回空家等対策協議会	空家等対策計画（素案）の審議 •第4章～第6章の検討
令和2年12月15日	計画案のパブリックコメント	意見等の申し出なし 期間:令和2年12月15日～令和3年1月15日
令和3年1月19日	空家等対策庁内会議	空家等対策計画（案）の最終協議について 空家等対応マニュアル（案）について
令和3年1月28日	第3回空家等対策協議会	空家等対策計画（案）の審議 •第7章～第9章の検討 空家等対策計画の最終審議（決定）について
令和3年3月	邑楽町空家等対策計画策定	

2　邑楽町空家等対策協議会委員名簿

	所　　属	氏　　名	役職
1	邑楽町	金　子　正　一	
2	邑楽町区長会	渡　邉　孝　治	
3	群馬弁護士会	板　橋　俊　幸	
4	群馬司法書士会	堀　本　高　史	
5	前橋地方法務局太田支局	境　野　明　広	
6	群馬県土地家屋調査士会	原　　隆　二	
7	群馬県宅地建物取引業協会	久保田　文　芳	
8	群馬県建築士事務所協会	野　田　俊　介	
9	大泉警察署	樺　澤　正　浩	
10	邑楽消防署	町　田　節　雄	

3　庁内検討体制（邑楽町空家等対策庁内会議）

課名等	係名	備考
副町長		
建設環境課	住宅政策係	事務局
建設環境課	生活環境係	
税務課	資産税係	
企画課	企画調整係	

○空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年法律第百二十七号

（目的）

第1条　この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10 条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2　この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条　空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条　市町村は、第6 条第1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条　国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

(2)　次条第1 項に規定する空家等対策計画に関する事項

(3)　その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3　国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4　国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第6条　市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2　空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(2)　計画期間

(3)　空家等の調査に関する事項

(4)　所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5)　空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

(6)　特定空家等に対する措置（第14 条第1 項の規定による助言若しくは指導、同条第2 項の規定による勧告、同条第3 項の規定による命令又は同条第9 項若しくは第10 項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

(7)　住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8)　空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(9)　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3　市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第7条　市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3　前2 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第8条　都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第9条　市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2　市町村長は、第14 条第1 項から第3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3　市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4　第2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5　第2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条　市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3　前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第11条　市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13 条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第12条　市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第13条　市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第14条　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をす

ることができる。

2　市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6　市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7　市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8　第6 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9　市町村長は、第3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23 年法律第43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10　第3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1 項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11　市町村長は、第3 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12　前項の標識は、第3 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13　第3 項の規定による命令については、行政手続法（平成5 年法律第88 号）第三章（第12 条及び第14 条を除く。）の規定は、適用しない。

14　国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15　前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条　国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条　第14 条第3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

2　第9 条第2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9 条第2 項から第5 項まで、第14 条及び第16 条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○邑楽町空家等対策の推進に関する条例

令和元年12月23日

条例第17号

改正　令和３年３月９日条例第11号

（目的）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全な状態の空家等が放置されることを防止し、もって生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　管理不全な状態　空家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

ア　老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること。

イ　建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのあること。

ウ　不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのあること。

エ　敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝又は除草が必要な状態であり、周囲への生活環境を害するおそれのあること。

(2)　所有者等　空家等の所有者、管理者、相続人又は財産管理人をいう。

(3)　町民等　町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（民事による解決との関係）

第３条　この条例の規定は、管理不全な状態の空家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

（所有者等の責務）

第４条　所有者等は、自己が所有し、又は管理する空家等について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において、適切な管理に努めなければならない。

２　所有者等は、町又は町民等の空家等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（町の責務）

第５条　町長は、法及びこの条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（町民等の役割）

第６条　町民等は、前条の規定に基づき町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　町民等は、町内に管理不全な状態の空家等があると認めるときは、速やかに町長にその情報を提供するものとする。

（実態調査）

第７条　町長は、管理不全な状態の空家等があると認めるとき、又は前条第２項の規定による情報提供があったときは、必要な調査を行うものとする。

（協議会）

第８条　法第７条第１項の規定に基づき、邑楽町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、法第７条第１項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。

(2)　特定空家等に対する措置の方針に関すること。

(3)　その他町長が必要と認める事項に関すること。

３　委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

４　協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進等）

第９条　町長は、法第 12 条の規定に基づき、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な対策を講ずるものとする。

２　町長は、管理不全な状態又は特定空家等となるおそれがある空家等に係る所有者等に対し、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採、その他の周辺生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（応急措置）

第10条　町長は、管理不全な状態の空家等について、人の生命、身体及び財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の措置が必要であると認めるときは、当該空家等に対し必要最低限度の措置を講じることができる。

２　町長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容をあらかじめ規則の定めるところにより当該空家等の所有者等に通知し、又は公告しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

３　町長は、第１項の規定による措置を講ずるに要した費用について、当該空家の所有者等に請求するものとする。

（協力要請）

第11条　町長は、空家等の管理不全な状態を解消するために必要があると認めるときは、警察署長その他関係機関の長に調査、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

○邑楽町空家等対策協議会規則

令和２年２月 18 日

規則第２号

改正　令和３年３月９日規則第９号

令和４年３月７日規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、邑楽町空家等対策の推進に関する条例（令和元年邑楽町条例第 17 号）第８条第１項の規定により設置する邑楽町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　協議会は、町長のほか、委員 10 人以内をもって組織する。

２　委員は、非常勤とし、協議会が協議する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政、不動産等に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

３　協議会の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

５　協議会の委員は、再任されることができる。

６　協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長等）

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は会長が招集し、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

２　会議の議長は会長が務める。

３　会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長

の決するところによる。

４　協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は建設環境課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年規則第６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

○邑楽町空家等対策庁内会議設置要綱

令和３年２月２日

要綱第 48 号

改正　令和４年３月７日要綱第 18 号

（設置）

第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に基づき、総合的かつ計画的な空家等対策の協議、検討及び庁内での情報共有並びに施策の円滑な推進を図るため邑楽町空家対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　庁内会議は、次に掲げる事項について所掌する。

(1)　法第６条第１項に規定する空家等対策計画（変更計画を含む。）の検討及び推進に関すること。

(2)　その他空家等対策の施策に関し必要な事項

（組織）

第３条　庁内会議は、副町長及び別表に掲げる課の課長、係の係員をもって組織する。

２　会長は、副町長をもって充て、副会長は、建設環境課長をもって充てる。

（会議）

第４条　庁内会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要に応じ、関係者に対し、当該会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　庁内会議の庶務は、建設環境課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和２年 10 月１日から適用する。

附　則（令和４年要綱第 18 号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

課名	係名	備考
建設環境課	住宅政策係	庶務
建設環境課	生活環境係	
税務課	資産税係	
企画課	企画政策推進係	

邑楽町空家等対策計画

令和4年8月発行

発　行　邑楽町
事務局　邑楽町　建設環境課
ＴＥＬ　0276－47－5031
ＦＡＸ　0276－88－3247
E-mail　constr-env@swan.town.ora.gunma.jp